

第4章 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

本制度が施行された昭和26年12月から令和2年度末までに、1,155件の意見照会への回答事案等が終結している。令和2年度に係属した事案は、前年度から繰り越された1件と2年度に新たに受け付けた7件の計8件であり、このうち3件が同年度中に処理され、残りの5件が翌年度に繰り越された（表2-4-1）。

表2-4-1 意見照会への回答等の処理件数

	令和3年3月末現在		(参考) 2年度 係属件数
	処理件数	2年度 処理件数	
総数（昭和26年から令和3年3月末までに終結したもの）	1,155	3	8
土地収用法に基づく事業認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会 （国土交通大臣）	1,142	3	8
事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会 （処分庁 国土交通大臣等）	256	0	0
事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会 （処分庁 都道府県知事）	19	0	0
収用委員会の裁決に対する審査請求に関する意見照会	867	3	8
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく土地等の使用又は収用の認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会 （防衛大臣）	2	0	0
鉱業法に基づく承認申請（公共施設等の周辺での鉱物掘採の際に必要な管理人の承諾に代わる経済産業局長の決定について） （経済産業大臣）	1	0	0
採石法に基づく承認申請（採石権の設定等及び採石権設定に代わる土地買取り等についての経済産業局長の決定について） （経済産業局長）	8	0	0
森林法に基づく森林から木材等を搬出する者の土地使用に関する都道府県知事の認可・裁定等の処分に対する不服申立てに関する意見照会 （農林水産大臣）	2	0	0

- (注) 1 「事業認定に関する処分に対する審査請求」欄の「国土交通大臣等」は、土地収用法施行規則第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。
 2 駐留軍用地特措法に基づく土地等の使用又は収用に関しては、土地収用法第131条等の規定が適用される（駐留軍用地特措法第14条）。
 3 森林法に基づく意見照会については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号、平成12年4月1日施行）により廃止。

第1節 令和2年度に係属した意見照会事案

令和2年度に係属した意見照会事案の概要は、次のとおりである。

1 公調委平成31年（イ）第1号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、処分庁から参考人に位置付けられた審査請求人らが、土地所有者と認めなかった審理手続きには瑕疵があること、現在の所有者の特定やそれらの者に対する周知が不十分であること、別の者を所有者の可能性のある者と認定したことは誤りであること、残地を収用すべきこと等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 参考人2人
- (3) 審査請求のあった日 平成29年4月10日
- (4) 意見照会の受付日 平成31年3月1日
- (5) 回答日 令和2年7月7日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

2 公調委令和2年（イ）第1号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、処分庁の審理手続等に違法があること、損失の補償の額が少ないこと等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
なお、審査庁における手続に長期間を要したことについて、改善措置を講じることが必要である旨を付言した。
- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人1人
- (3) 審査請求のあった日 平成30年5月11日
- (4) 意見照会の受付日 令和2年6月15日
- (5) 回答日 令和3年2月3日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

3 公調委令和2年（イ）第2号事件

（道路新設工事及び改築工事並びにこれに伴う道路付替工事事業に係る収用委員会に

よる土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会)

- (1) 事案の概要 本件は、道路新設等事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、事業認定に違法があることを理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人1人
- (3) 審査請求のあった日 平成30年8月15日
- (4) 意見照会の受付日 令和2年6月15日
- (5) 回答日 令和2年12月9日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

4 公調委令和3年(イ)第1号事件

(道路改築工事及びこれに伴う道路付替工事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会)

- (1) 審査請求人 土地所有者兼関係人1人
- (2) 審査請求のあった日 令和元年10月30日
- (3) 意見照会の受付日 令和3年2月15日

5 公調委令和3年(イ)第2号事件

(道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会)

- (1) 審査請求人 土地所有者兼関係人1人
- (2) 審査請求のあった日 平成30年10月1日
- (3) 意見照会の受付日 令和3年2月15日

6 公調委令和3年(イ)第3号事件

(鉄道事業及び道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会)

- (1) 審査請求人 土地所有者兼関係人1人
- (2) 審査請求のあった日 令和元年8月8日
- (3) 意見照会の受付日 令和3年3月18日

7 公調委令和3年(イ)第4号事件

(道路新設工事及びこれに伴う道路付替工事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会)

- (1) 審査請求人 土地所有者兼関係人1人
- (2) 審査請求のあった日 平成29年12月27日
- (3) 意見照会の受付日 令和3年3月25日

8 公調委令和3年（イ）第5号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 審査請求人 土地所有者1人、関係人1人及び1社
- (2) 審査請求のあった日 令和2年8月3日
- (3) 意見照会の受付日 令和3年3月25日